

# 好きです!! にしわき わたしのふるさと

今、この時を輝いて生きる  
一次世代につなぐ、心豊かな人づくり、まちづくり—  
教育委員会や学校園の情報をお知らせします。

## 保護者の皆さんへ 小・中学校の就学通知書を送付します

平成26年4月に小・中学校へ入学予定の方には、1月中旬に住民登録に基づいて指定校への就学通知書を送付します。指定校は、次の特別な理由がある場合に変更できます。

また、現在、小学校・中学校へ通学中の方も特別な理由がある場合は、年度途中でも変更ができます。

### 【特別な理由とは】

①地理的理由  
指定校への通学が地理的に著しく困難または危険な場合

②身体的理由

特別支援学級（障害児学級）入級希望者で、指定校に該当の特別支援学級が設置されていない場合

③家庭事情に関する理由  
保護者の就労・病気等のため、指定校区以外の家庭で児童生徒の保護、または保護者が指定校区以外の就労場所等で児童生徒の保護が必要な場合

入学後6ヵ月以内に転居予定があり、転居予定地の指定校に入学を希望する場合  
住宅新築等の手続き上、住民票のみ異動し、実際の居住地と住民登録地が異なる

場合

④その他の理由  
特認校制度を利用して双葉小学校への入学を希望する場合

### 【手続きの方法】

申請書の提出が必要です。提出先は次のとおりです。

①指定校以外の市立学校に入学Ⅱ印鑑を持って市教育委員会へ

②他市町立の学校に入学Ⅱ入学を希望する学校の市町教育委員会へ

③国立・私立の学校に入学Ⅱその学校の入学許可書と印鑑を持って市教育委員会へ  
※いずれの場合も事前にお問い合わせください。

▼問合せ 学校教育課  
(市役所内線5336)

## 心のスケッチ

66

## 人権教育室「コラム」

「ただ生きてさえいてくれれば…」

新年明けましておめでとうございます。昨年もいじめや体罰・虐待などさまざまな人権に関わる課題が話題となりました。また、年末に有名ホテルやデパートでの食材偽装が明らかになり、「いったい何を信頼すればいいのか」人を大切に社会とはどういうことなのか」を考えさせられました。同時に、今年こそお互いの信頼や関係性を大切にしていきたいとお考えになつておられるのではないのでしょうか。

そうした気持ちを素直に受けとめ、不登校やひきこもりの若者を支援されているグループの皆さんに出会いました。そのグループのある方は、昨年開催された西脇市人権教育研究大会に参加され、ご自身の中学・高校時代の不登校や引きこもりの体験について報告されました。当時を振り返り、「学校生活についていけるのか」「いじめられるのではないか」などさまざまな不安から、世界が灰色に見えたたいと思つたりし、「何のた

めに生きていくのか」「自分はこれから先どのようなか」など不安を感じられることばかりだったようです。そうした中で、ある時父親から「ただ生きてさえいてくれればそれでいいから」と声をかけられ、不安な気持ちが和らぎ、少しずつ前向きな姿に変わられたようです。その後、さまざまな体験を通して心身ともに元気になり、いつからか自身の体験談を話されるようになりました。最近では、悩んでいる方に自分のように苦しんでも済むよう積極的な支援をされています。

実はこの問題は、不登校やひきこもっている若者たちの問題だけでなく、不安や不信感を抱え、将来に夢や希望を持っていない多くの子どもたちを生み出している社会のあり方の問題でもあります。

一人ひとりが輝きを持って過ごせるよう、誰もが社会のあり方について見つめ直し、安心して夢や希望を語れるまち・学校・職場等にしていきたいですね。

(人権教育室)

(人権教育室)

## あぐいこらむ 65

「自然の恵みを人から人へ」

市では「西脇ファーマーズブランド」を通じて、市内産農産物の魅力向上、自然にやさしい安全・安心な農産物の生産拡大を進めます。

「これからの西脇の農業はこうなる!」



重春小学校5年生で「わたしたちの食の安全・安心」が当たり前になっていいの？」をテーマに総合学習が行われています。その一環で農林振興課も授業に参加させていただきました。

導き出そうとしていました。TPPについては、農家さんが「困るのではないか」、「日本産の野菜が食べられなくなるのでは」など心配する声が多く、減反廃止についても、半世紀近く続いてきた政策を「なぜ、やめるの」と疑問の声が聞かれました。また、「西脇市の農業の現状や未来は」など、自分たちの身

近などところへの関心もあり、西脇市では少ないハウス栽培などを増やしていくことが、西脇市の農業の発展につながるのではなどの意見もありました。

最後に「TPPが始まると西脇市の農業はなくなりませんか」という質問がありました。過去、現在を学び、直感的に感じた未来への不安だと思ひます。大切なことは市民一人ひとりが農業について関心をもち、どのような形で農地を守り、継承していくかを考える続けることだと思います。

今夜、食卓を囲んで家族で農業について話し合いをしてみてはいかがでしょうか。

## —入札参加を希望される事業者の皆さんへ 競争入札参加資格審査申請書を受け付けます

市が実施する指名競争入札や制限付一般競争入札などに参加するためには、競争入札参加資格審査の申請が必要です。平成26年度の登録について下記の要領で受け付けます。

### 【受付業種】

- 物品・役務の提供等  
……追加受付（平成26年度有効）
- 工事、測量・建設コンサルタント等  
……新規受付（平成26・27年度有効）

### 【日時】

2月3日(月)～14日(金)  
午後1時30分～4時  
※土・日・祝日を除く。時間厳守をお願いします。

### 【受付方法】

市役所4階第2会議室へ必要書類をご持参ください。

### 【受付要領】

受付要領および市指定様式は市ホームページから入手できるほか、財政課でも配布しています。

### 【問合せ】

財政課管財担当（市役所内線218・219）

## 市有財産を売却します

旧黒田庄学校給食センター建物付き土地を一般競争入札により売却します。

### 【所在地・地目・面積】

- 黒田庄町喜多字天神後1527-3  
宅地/1,265.83㎡/建物付
- 黒田庄町喜多字天神後1527-1  
雑種地/357㎡

※上記の市有財産を一括で売却します。

※用途地域は無指定です。

### 【参加資格】

- ・住所地の市町村税の滞納がない方  
詳細は市ホームページをご覧ください。

### 【申込期間】

1月7日(火)～  
20日(月)

### 【入札日】

1月28日(火)  
午前10時

### 【問合せ】

財政課管財担当  
(市役所内線218)



売却予定地

## 西脇市消費生活センター 22-3111 (生活環境課内) No.100 新成人を狙ったマルチ商法

### ○成人になると…

20歳になると、成人として契約責任を持つことになり、「未成年者取消」のように一方的に契約を取り消すことはできません。悪質業者は、契約の知識や経験が少なく、未成年者取消ができなくなった新成人を狙ってきます。

### ○成人式のあるこの時期に多い「マルチ商法」

「人を紹介するだけで儲かるから」「副収入になるから」

このような誘い文句で、久しぶりに会った友人が会員になるよう勧め、商品やサービスを契約させるマルチ商法（ネットワークビジネス）とも呼ばれます。うかつに信じて契約すると、商品が売れず、大量の在庫や借金を抱えることがあります。世の中に、「うまいもうけ話」はありません。マルチ商法は、契約書面が商品の受取日のうち、遅い日から20日間は、クーリング・オフが可能です。それ以降でも解約できる場合がありますので、困ったときはすぐご相談ください。